

お知らせ

平成30年6月6日
九州電力株式会社

川内原子力発電所1号機及び2号機の特定重大事故等対処施設の
工事計画認可申請書に係る補正書を提出しました

— 「新たに設置する建屋等」に係る申請について記載の適正化を実施 —

当社は、川内原子力発電所1号機及び2号機の特定重大事故等対処施設の工事計画認可申請をそれぞれ3分割で行っており、このうち、1号機及び2号機の2分割目「新たに設置する建屋等」に係る申請について、これまでの国の審査内容を反映し、本日、原子力規制委員会へ補正書を提出しました。

【主な補正内容】

- ・記載の適正化

当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性・信頼性向上に取り組んでまいります。

(参考)

○特定重大事故等対処施設を法令で定められている期限内に設置するため、工事計画認可申請の手続きを「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の3つに分割しています。

○川内原子力発電所1，2号機の特定重大事故等対処施設に係る申請状況

申請時期	設備等	申請日、補正日	
		1号機	2号機
1分割目	原子炉補助建屋等に設置する設備	(申請)H29.5.24 (認可)H30.5.15	(申請)H29.7.10 (補正)H30.5.17
<u>2分割目</u>	新たに設置する建屋等	(申請)H29.8.8 (補正)H30.2.20 H30.4.3 H30.5.28 <u>H30.6.6(今回)</u>	(申請)H29.8.8 (補正)H30.4.26 H30.5.28 <u>H30.6.6(今回)</u>
3分割目	新たに設置する設備等	(申請)H30.3.9	(申請)H30.3.9

以上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」

そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。

それが、私たち九電グループの思いです。